

経済改革下の国営企業

—自主権拡大と資金問題を中心として—

齊 藤 節 夫

はじめに

- 一. 計画経済と国営企業
- 二. 国営企業の自主権拡大
- 三. 国営企業の財務制度改革
 1. 「利改税」の第一段階
 2. 「利改税」の第二段階
- 四. 国営企業の資金をめぐる諸課題
 1. 国営企業の金融方式の変更
 2. 国営企業の固定資産投資

まとめ

はじめに

中国経済は中共11期3中総会以降大きく転換した。

転換後、それ以前の中央集権的計画メカニズムの弊害を是正する必要に迫られ、中国経済の制度改革が日程にのぼってきた。経済制度改革は1979年に始まり、まず農業部門と対外部門で進展したが、都市（国営企業、工業部門）と流通機構の改革は、農業と対外開放に比較して進み方が遅い。

この論文では今後の課題である国営企業（とくにここでは国営工業企業に限定する）の改革に焦点をあてて考察する。すなわち、経済改革の下における国営企業の自主権拡大（つまり経営権の強化）とその結果生み出される諸問題につき資金面を中心に分析する。

まず、1節で計画経済制度の下で国営企業がどういった位置を占めるのか、つまり、今までの中央集権的計画制度を変更し、計画機構に市場機構をとり入れるような新たな計画制度を導入した場合に、その計画制度の下で国営企業はどういった位置を占めるのかをみる。

2節で、1節を前提とした場合に、具体的には国営企業はどういった自主権を与えられるのかを考察する。

3節で、上記にともない国営企業の財務面の主要課題である「利改税」（利潤上納方式を税金納付方式に改めること）は、どう進展するのか、4節で、国営企業の金融方式の変更にともない発生してきた諸問題、並びに、企業の固定資産投資と更新改造資金等国営企業をめぐる資金問題をとり扱いたい。

一. 計画経済と国営企業

現在の中国の経済政策は、中共11期3中総会（1978年12月開催）で決定された。この総会では「革命から建設へ」政策の重点を移行させ、同時に「調整、改革、整頓、向上」をスローガンとする調整期に移行することが決定された。しかも、このスローガンのうちでは、「調整」と「改革」がより重要である。よって、現在の中国経済の課題は、経済効率を第一とする原則の下で、経済調整と経済制度の改革を行うことである。

ここでは、11期3中総会以降の経済制度の改革に焦点を絞りたい。

現在、中国では建国後30余年の中国社会主義モデルを点検している。その結果、次のいくつかが欠陥として指摘されている。

- ① 行政機関と企業の職責が未分離。
- ② 縦割と横割の間に障壁がある^①。
- ③ 企業に対する国家の統制にゆきすぎがある。
- ④ 商品生産、価値法則、市場メカニズムの役割を軽視。
- ⑤ 分配面での悪平等^②。

以上の諸弊害を是正するために、3中総会以降、現指導部は経済改革を

開始した。経済改革のプログラムを進めるに当って、計画経済の中にどう
国営企業を位置づけるかは、経済改革のポイントの1つである。

ここでは、この主題を考察するに当って、まず建国以降の中国経済体制
(经济管理体制)の特徴をのべ、次に本題に入る。

中国の经济管理体制は、建国以降、いく度か変遷を重ねてきた。集権的
メカニズムと分権的メカニズム、国家と企業を中心として今までの軌跡を
辿ると次のようになる。

中国の経済体制はソ連をモデルとした中央集権的な经济管理体制の時期
と地方分権的な经济管理体制の時期が交互にからみあっている。

第1次5カ年計画期、1959—63年の期間は中央集権的な管理体制であり、
他方、1958年、1964年から今度の経済改革までは、地方分権的な管理体制
であった。

中央集権的な管理体制の時期は次のようないくつかの特徴がある。

① 中央各部門の直接管理する工業企業が
増加している。たとえば、第1次5カ年計
画期内の1957年は9300企業が中央各部門
で管理されていたが、他方、地方分権的な
時期の1958年は1200企業にすぎない(1表
参照)。②、計画メカニズムの面において
も指令性指標(あるいは指令的指標。政府
の行政命令にもとづく指標の意味)が増加
している。③、国家計画による直接指導が強
化され、そのために、国家計画委員会が統
一的に分配する物資(たとえば、鋼材、銅、
鉛、アルミニウム、木材、セメント、石
炭、自動車、金属工作機械、工業用ボイラ
ーなどで「統配物資」と略称される)と、中央の各部分配する物資(「部
管物資」と略称)の増加傾向がみられる(2表)。④基本建設投資も中央

1表 中央各部門の管
理する工業企業

年度	企業数
1953	2,800
1957	9,300
1958	1,200
1960	2,000
1963	10,000
1978	2,000

(出所)『中国の社会主義現
代化建設(上)』pp.67-76.

各部門の手で行なわれた。⑤, 固定資産減価償却費も中央の財政収入に入る等である⁽⁵⁾。

2表 「統配物資」と「部管物資」

年 度	項 目 統配物資と 部管物資数	そ の う ち		資 料
		統 配 物 資 数	部 管 物 資 数	
1950	8	8		①
52	55	55		①
53	227	112	115	①
57	532	231	301	①
58	132			②
59	285	67	218	①
60	400			②
63	516	256	260	①
65	592	370	222	①
66	579			②
71	217			②
72	217	49	168	①
78	689	53	636	①
82	837	256	581	①
84		123		③
85		60		③

(出所) ①『当代中国的経済体制改革』p.519.

②『中国の社会主義現代化建設(上)』pp.67-76.

③『月刊NIRA』1985年8月号。p.22.

これに反して、地方分権的な経済管理体制の時期においては、①, 地方の権限を拡大することを基礎に中央各部直属の企業を地方に移管し、②, 国家予算内での地方の投資がふえ、③, 「統配物資」と「部管物資」が減

少し、④、減価償却費も全部上納せずに地方（省、県等）や企業に留保させ、⑤、企業基金や利潤留保制度を実施し、⑥、地方の計画策定権が拡大している⁽⁴⁾。

総じて言えば、中国成立後、今度の経済改革を行うまでの経済管理体制は、中央と地方の権限をどのように分離するかを主題にしてきた。しかるに、国家（中央、地方を含む）と企業との権限は余り問題としなかった。そのために、従来は企業の自主権は弱かったと言える。

国営企業の自主権の欠如は具体的には次のような点で指摘できる。

①、計画権の欠如（国家が上から下へと指令的指標を下し、企業は行政主管部門の統制をうける）。

② 製品の販売権がない（企業の製品に対しては統一買付、一手販売の制度がとられているために、企業の生産する製品はほとんど国家の商業部門、物質部門、貿易部門が統一的に買付け、販売する）。

③ 設備の更新権がない。

④ 経理面の権限が少ない（企業に機動的な資金がほとんどない）。

⑤ 人事権がない（企業の幹部については地方が管理し、労働者は労働部門が手配する。企業が独自に労働者を採用することはできない）。

⑥ 遊休設備を処分する権限がない⁽⁵⁾。

こうした今までの経済管理体制に対して中共11期3中総会以降、計画機構を改め、計画メカニズムに市場メカニズムをとり入れた新たな計画機構を導入しようとしている。このプランについては、今までの所、研究者の間で意見が一致している訳ではない⁽⁶⁾。したがっていろいろの説があり試行錯誤の段階ではあるが、次に計画経済と国営企業の関係を中心にみていくことにする。

中国の計画経済は、従来の計画機構のみに依拠し市場調節を排除してきたのを改めて、「公有性の基礎の上に、計画経済を実行し、同時に市場調節による補助作用を発揮すること、あるいは計画経済を主とし、市場調節を補助とすること⁽⁷⁾」を基本とする。

計画経済については、国家計画を指令的（指令性）計画と指導的計画に区分する。

指令的計画は拘束力を持つ。指令的計画は国民経済と人民生活に関連する製品の生産と分配、および経済全体に関連する主要企業にとって不可欠である。

つまり、重要な製品と企業は指令的計画を実行し、国家の支配下におく。

指導的計画は主要には経済的テコ（価格、税金、金融機能等を経済的調整手段として使用すること）を運用して、実現すべき計画を保証する。指導的計画を実行することは国家が必要な時直接的関与を排除するものではない。

また、完全な市場調節は補助的だが欠くことのできない分野に限定する。たとえば、一部の農・副業生産物、日用雑貨、サービス修理業等である。従来はこの分野まで計画機構に組み入れようとしたが、現在は方針を変えている。つまり、雑貨、金物等の小商品は生産額が少なく、品種が多く、生産と供給の間の時間と地域性がかなり強いので、国家が計画によって管理する必要はないとする。

その上、今後は指令的計画の範囲を適当に縮小し、指導的計画と市場メカニズムによる調整の範囲を拡大する方針である⁶⁾。

これらの計画体制は、前述したように未だ確定したものではなく今後とも変更があろう。そこで、参考のために「国家計画委員会の計画体制を改善することに関する若干の暫定規定⁶⁾」の一部を示すと3表の通りとなる。

以上でみる限り、国営企業で生産する製品は、統配物資、部管物資を含む重要な製品を中心とし、また国営企業は産業部門では主要企業を包括している。そこで、国営企業は指令的指標で生産される製品が中心となる。今後は、企業の自主権が強化されるとともに、国営企業でも指令的指標を漸次少なくし指導的指標をとり入れる方向で改革が進展することも考えられる。

3表 中国の計画体制

	指令的計画	指導的計画	市場調整
生産計画	<p>①農業 食糧, 綿花, 油料作物, 葉タバコ, ジュート類, 豚, 2類の海・水産物の数量, 品種, 品質。買つけ超過分は自由採量。</p> <p>②工業 国が統一分配する石炭, 原油, 各種石油製品, 鋼材, 非鉄金属等</p>	<p>主要農産物</p> <p>主要工業製品</p>	<p>その他の農産物</p>
固定資産投資	<p>基本建設投資中, ①国家予算内の支出から貸出に改めた投資, ②国家信用貸出計画にくみこまれた基本建設貸出, ③国際金融組織と外国政府の借款等を利用した基本建設, ④分野別では, エネルギー, 交通, 原材料, 重要な機械, 電子関係等。</p>		
外資, 外貨利用計画	<p>国が統一して決定する外貨収支額</p>	<p>利用する外資総額</p>	
物資分配計画	<p>一部の石炭, 鉄鋼, 木材, セメント等若干の重要物資</p>		
商業, 対外計画	<p>人民生活に必要な重要な商品の買付と配分。</p> <p>国が統一して決める輸出入総額と主要な輸出入商品</p>	<p>一般商品の小売総額</p> <p>輸出入総額</p>	

(出所) 『中華人民共和国国務院公報』1984年25号

これらを前提に, 次に国営企業の自主権拡大の軌跡を具体的にみていく。

二. 国営企業の自主権拡大

国営企業の経済改革は、経済改革の中心課題の1つである。まず、3中総会以降の改革を総括すれば4表の通りとなる。

経済改革では農業と対外部門が進んでいる。農業では1979年以降生産責任制が導入され1983年末までにほぼ農村全域で普及した。それとともに人民公社が1983～84年に解体され、人民公社の「政社合一」（政権と経済組織が合体していること）は政社分離となった。その他、農業・副業生産物の買上げ価格の引上げ、困難な地区への農業税の減免等により農民の収入は増加している。対外開放面では深圳等の4経済特別区を設立し、14の沿海開放都市を定めた。その上、合作経営や合併企業も設立している⁶⁹。これに対して、都市と流通機構の改革は進み方が遅い。さらに、「大改革」たる価格の改革は余り進んでいない⁶⁹。

以上のように、国営企業の制度改革は他の部門の改革に比較して遅れている。とは言っても国営企業でもいくらかの改革が進展した。3中総会以降の国営企業で実施された改革をまとめると5表の通りとなる。これに見られるように国営企業の改革の中心は企業の自主権を拡大することである。つまり、国家の責任と企業の責任の役割を分担し、国家（つまり行政機関）の付属物ではない企業とし企業に権限と責任をもたせるものである。

実施過程をみると1978年10月に四川省の6国営企業で試験が開始され、1979年には100企業にふえた。1979年に5条例が公布されることにより全国的規模で企業の自主権拡大を試みるようになった。その結果、1979年には4200企業、1980年には6600企業に増加した。

以後、1984年5月に国务院から「国営工業企業の自主権を一層拡大することに関する暫定規定」が出され、国営企業の自主権拡大は一層広範なものとなった⁶⁹。この規定は現在の国営企業の自主権拡大の範囲を見る上で重要なので一通り要点をあげておきたい。

(1) 生産経営計画面。企業は国家計画と国家の商品供給契約の達成を前提に、必要な製品を独自に増産できる。

4表 中国における経済体制の主要な改革

部 門	改 革 の 内 容
農 業	<ul style="list-style-type: none"> ①生産責任制 1983年末で、99.8%の生産大隊が世帯毎生産請負制を実施 ②農業政策 <ul style="list-style-type: none"> (a) 農業・副業生産物の買上げ価格の引き上げ。 超過買上げ分を価格に上積み (b) 困難をかかえている地区の農業税の減免 (c) 農民が大型生産機具を購入するのを可能とした (d) 農民が長距離の輸送・販売を行うのを可能とした (e) 農産物の統一買付品目を大幅に減少 ③農業生産の構造を調整。専門化、商品化を促進 ④人民公社の政社合一を政社分離へ。現在80.36%で政社分離。 ⑤市が県を指導する体制を1983年3月より実施
工 業	<ul style="list-style-type: none"> ①企業の自主権拡大（5表参照） ②経済責任制の実施 1980年から一部の地区、一部の企業で試験的に実施。1984年、2913の企業で工場長責任制を試験的に実施（幹部の招聘制の実行、任期制、企業内部の事務機構の簡素化、労働管理制度と賃金・奨励制度の改革）
財 政	<ul style="list-style-type: none"> ①「画分収支、分級包幹」（詳細は後述） ②利潤上納から租税納付へ（〃）
金 融	<ul style="list-style-type: none"> ①基本建設投資の財政支出から銀行借款への切替（詳細は後述） ②銀行による企業流動資金の統一管理（〃） ③各種專業銀行の設立（〃）
対外開放	<ul style="list-style-type: none"> ①深圳、珠海、汕頭、廈門の4経済特別区の設立 ②14の沿海港湾都市と海南島の開放 ③合資経営企業、合併企業、単独投資企業の設立
流 通	<ul style="list-style-type: none"> ①多種の購入、販売形態を実行 ②購買販売生産協同組合の民営化復活 ③都市で農産物市場開設

（出所）『北京周報』1985年5月21日を参考に作成

5表 国営企業の制度改革

No.	内 容
1.	1978年10月 四川省で開始。企業基金制度の設立
2.	1979年 100余企業で自主権拡大。企業利潤の留保制度を設ける
3.	1979年 5条例公布 (a) 国営工業企業の経営管理自主権を拡大することに関する若干の規定 (d) 国営企業で利潤留保を実行することに関する規定 (c) 国営工業企業の固定資産税を徴収することに関する暫定規定 (b) 国営工業企業の固定資産減価償却率を引きあげ、減価償却費の使用方法を改善することに関する暫定規定 (e) 国営工業企業の流動資金の全額信用貸付を実行することに関する暫定規定
4.	1979年末には試行企業4200余に拡大
5.	1980年 試行企業6600余（全国予算内工業企業の16%、生産額の60%、利潤の70%を占める）
6.	1981年. 3.6 万企業で利潤請負、比例配分の方法を採用（国営工業企業の80%）
7.	1984年5月. 国務院が国営工業企業の自主権を一層拡大することに関する暫定規定公布

(出所) 『北京周報』1985年5月21日、『经济管理』1984年9月号、『国務院公報』1984年第10号。
 『中華人民共和国工業企業法規選編』pp105—116

(2) 製品販売面。国家が特に自主販売を禁じているもの以外、以下の製品は自主販売できる。企業に分配された製品、国家計画外で超過生産を行った製品、試作した新製品、購買販売部門が買いつけない製品、在庫滞貨製品等である。

国が統一して配分する数種の主要製品の自主販売規定は次の通りである。

- ④ 鋼材は国家計画内に属する部分は2%を自主販売できる。計画超過生産部分はすべて自主販売できる。
- ⑤ 鉄鉄、銅、アルミニウム、鉛等は国家計画内は自主販売できないが、計画超過生産部分はすべて自主販売できる。
- ⑥ 機械電気製品は国が原材料を手配して生産した物以外は自主販売できる。
- (3) 製品価格面。工業生産手段で企業が自ら販売するものと国家計画達成後の超過生産部分は、上下20%の範囲内で企業が自主的に価格を決める権限をもち、または、供給側と需要側が規定の範囲内で協議して決める。生活手段と農業生産手段は国家が決めた価格を実施する。
- (4) 物資購入面。国が統一分配する物資は注文時に企業は供給単位を選ぶ権利を持つ。
- (5) 資金運用面。企業の留保資金は、生産発展基金、新製品試作基金、予備基金、職員・労働者福利基金、報奨金などを設け、独自に使用できる。
- (6) 資産処分面。企業は余剰、遊休固定資産を賃貸し、または有償で譲渡する権限を有する。
- (7) 機構設置面。企業は主管部門が定めた定員編成の範囲内で、機構設置と人員配置を独自に決定する権限を有する。
- (8) 人事労働管理面。工場長（経理）、党委員会書記は上級主管部門が任命する。工場クラスの行政副職は工場長が指名し、主管部門の承認を受ける。工場内の中間行政幹部は工場長が任免する。工場長は職員・労働者に対して昇級と免職処分などを行う権限を有する。企業は労働者を公募し試験で選抜できる。
- (9) 賃金報奨金面。企業は国が統一的に規定した賃金基準、賃金地区類別および全国的に統一された手当制度の実施を前提に、企業の特徴にもとづき賃金形態を選択できる。
- (10) 連合経営面。企業は部門、地域をこえた連合経営に参画できる。

以上のように、国営企業では以前と比較するとかなりの自主権が賦与さ

れてきた。ただし、中国の企業の場合、条文で規定されたことと実際の企業で実施されていることは、かなりの隔りがある場合も起ることを念頭におかなければならない。

三. 国営企業の財務制度改革

国営企業の制度改革は前述のようにいくらかは行なわれ、企業に権限と責任をもたせ始めた。企業を国家の付属物ではない相対的に独立した存在とする上で、財務面（財政面）における、国営企業で従来の利潤上納方式を税金納付方式に改めた改革は、最も重要な変更の1つである。

利潤上納方式を税金納付方式に改めることは、次のような意義があるという⁴⁾。

第一に、企業と国家の分配関係が法令の形で確定されるために、国家の財政収入が経済の発展にともない着実に増加する。

第二に、企業は新たに増加した利潤から比較的多くの収益を得るので、経営管理を改善し、経済効率を高めようとするインセンティブが強まる。

第三に、租税というテコの調節作用によって、当面の価格の不合理によってもたらされた矛盾が緩和され、利潤格差の改善を前提とした企業間の競争が展開するので、先進企業の奨励、後れた企業の鞭撻に役立つ。

第四に、企業は行政上の従属関係から利潤を上納しなくなるので、縦割と横割の経済関係、中央と地方の経済関係を合理的に解決するのに有利である。

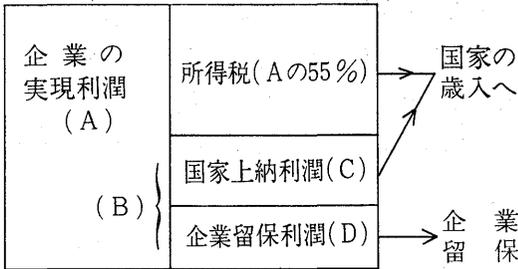
この「利改税」方式は、1983年6月に第一歩の改革が実施され、1984年10月に第二歩の改革を行っている。以下で第一歩と第二歩の改革の要点をのべる。

1. 「利改税」の第一段階

第一歩の改革では税金と利潤を併存させている。つまり、国営大型、中型企業の実現利潤の分配を図で示すと次の通りである（1図参照）。

実現利潤(A)－所得税（Aの55%）＝所得税納付後利潤(B)

1 図 国営大・中型企業の利潤分配



(注) 実現利潤は次の式より構成される。

実現利潤 = 販売収入 - コスト - 工商税 この図では省略してあるが、工業製品の生産等には工商税が当然かかる。

(出所) 「国営企業利改税試行弁法」『人民日報』1983年5月3日

所得税納付後利潤(B) = 国家上納利潤(C) + 企業留保利潤(D)となる。

ここで、所得税額は実現利潤の55%と確定しているが、所得税納付後利潤の分配率については未確定のために、企業の異なった情況をもとに、国家への上納利潤を以下の方法で処理する。

- ④ 逡増方式で利潤上納を請負う方法
- ⑤ 固定比率で上納する方法
- ⑥ 調節税を納付する方法 (実現利潤と企業が国家に上納すべき利潤部分から調節税税率を確定する。基数利潤部分は調節税税率に従って上納し、前年より増加した利潤部分は調節税を60%減額する)
- ⑦ 定額請負で上納する方法 (鉱山企業に限定)

さらに、企業で納税後留保した利潤は、新製品試作基金、生産発展基金、準備基金、職員・労働者福利基金、職員・労働者奨励基金等に使用する。

つぎに、国営小型企業についてのべる。

国営小型企業とは、工業企業の場合、1982年末の数値で固定資産原値が150万元以下で、年間利潤額が20万元を超過しない企業か、あるいは小売商業の場合は店舗を単位として職員・労働者の人数が20~30人以下で、年

間利潤が3万～5万元を超えない企業をさす。

これら国営小型企業は実現利潤をもとに8級超過累進税率によって所得税を納付する。税を納付後は企業自身で損益に責任をおり国家は財政支出を行わない。6表で8級超過累進税率の例を示す。

以上が、「国営企業利改税試行弁法」の概要であるが⁶⁹、これは1983年6月1日に実行された。

6表 8級超過累進税率

級	全年所得額	適用税率
1	300元以下	7%
2	301元～600元	10%
⋮	⋮	⋮
8	80,000元以上	55%

(注) 税率の計算方法の例を示すと、2級で、全年所得額600元とすると、300元以下は適用税率7%のために21元、300元超過分は税率10%のために30元となり、合計51元となる。実際負担率は600元の8.5%
(出所)「八級超過累進税率」『人民日報』1983年4月28日

結局、「利改税」の第一段階では、税金と利潤上納を併存させている。そのために、所得税納付後利潤の分配ではまだ国家の関与する面を排除できず問題点として残る⁷⁰。

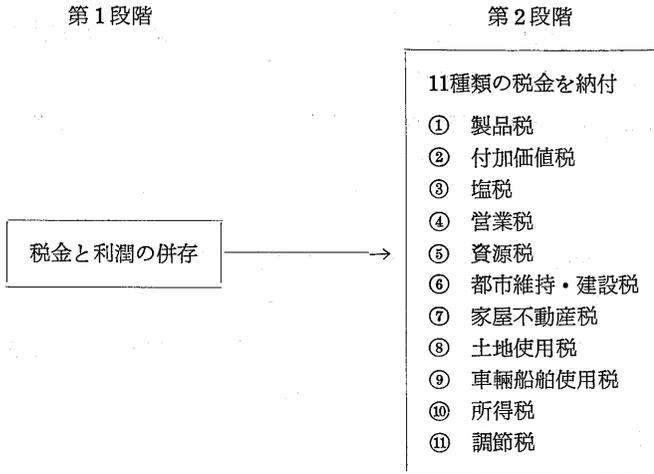
2. 「利改税」の第二段階
「利改税」の第二歩の改革では、第一歩の税金と利潤の併存を改めて、完全に税金納付のみに切り替えた。

そのために、企業は国家へ、製品税、付加価値税、塩税、営業税、資源税、都市維持・

建設税、家屋不動産税、土地使用税、車輛船舶使用税、所得税、調節税等11種の租税を納めることになった(2図参照)。

改革された主要箇所をピックアップすれば、③、製品税、付加価値税、塩税、営業税はもとの工商税を性質別により細かくしたものである。④資源税の新設は天然資源と開発条件の違いからくる収入の差を調整しようとするものである。⑤調節税は現行の価格の不合理的に起因する企業間の留保利潤水準を調節するために設けられたが、税率をめぐって国家と企業の対立もあるようだ⁷¹。(d)所得税は、黒字の大型・中型国営企業は、55%の固

2 図 国営企業の「利改税」の第2段階



(出所)「国営企業第二步利改税試行弁法」(國務院1984年9月18日批准頒布)

(注) 弁法上企業は11種類の税金を納付しなければならないが、實際上企業は全種類の税金を納付していない場合も多い(上海財經大学での聞き取りによる。1986年7月)

定比例税率で所得税を計算し納入しなければならないが、黒字の国営小型企業は新しい8級超過累進税率で所得税を納付する。㉔ 都市維持・建設税、家屋不動産税、土地使用税、車輛船舶使用税等4地方税を復活している。

㉕ さらに、税制改革にともない、税率の変更も行っている。

つぎに、国営の小型企業について言えば、国営の小型黒字企業は新しい8級超過累進税率で所得税を納付しなければならない。また国営小型工業・交通企業を、北京、天津、上海3市では固定資産原価が400万元、年間利潤が40万元を超えないことを同時に満たす企業とし、その他の地域では同じく、300万元、30万元を超過しない企業とする。第一段階より国営小型企業の区分が広くなり、税金納付では小型企業にとり有利となっている。

結局、上記の改革により、85年10月の報道では、全国の国営企業の1人

当り留保利潤額は549元となり、第一段階移行で査定された1人当り305元にくらべて80%の伸びとなり⁸⁾、企業の財源は一層強化されつつある。

四、国営企業の資金をめぐる諸課題

3中総会以降、国営企業の資金をめぐる環境は大きく変化した。国営企業に関連する財政、金融上の変更箇所をピックアップすれば次の通りとなる。

- ①、前述のように国営企業では利潤上納方式を税金納付方式に改めた。
- ②、企業で間接金融方式が強化された。
- ③、国営企業の固定資金は従来財政支出であり、無償、返還不要であったのを銀行融資として金利がつくように改めた。
- ④、銀行による企業流動資金の統一管理を実施した。
- ⑤、税制の改革を実施した。

その他、間接的に企業が影響をうけるものとしては財政制度で1980年より「画分収支、分級包幹」（中央と地方の財政収支範囲を分ける方式）を実施し、また中国の銀行体制を整備し、金利政策を導入したこと等がある。

ここでは、国営企業の資金問題のうちで当面する重要問題として国営企業の金融方式の変更とその影響、企業の基本建設投資等を取りあげたい。

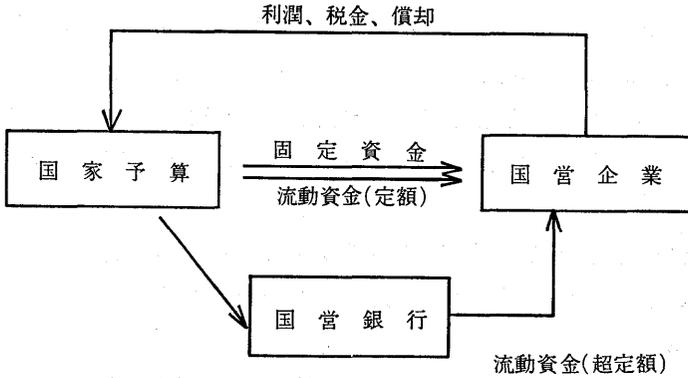
1、国営企業の金融方式の変更

11期3中総会以降、中国では計画機構に市場機構を取り入れるような新しい計画機構を構築しつつあるが、これに伴って、財政、金融面では、従来の財政が主導的役割を果し金融機能はその補完的役割を果すにすぎない方式から、金融機能を重視する方式へと移行しつつある。

こうした金融機能重視の政策が強まるにつれて、企業金融方式も大きく転換してきた（3、4図）。

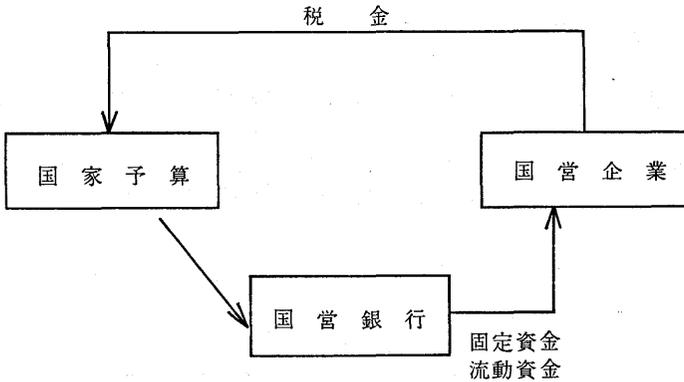
従来、中国の国営企業では固定資金は財政から支出され、無償で返還する必要もなかった。また、流動資金についても固定資金に見合う一定額（定額流動資金）は財政支出であり、無償で返還する必要はなかった。た

3 図 国営企業の資金循環図（財務制度改革以前）



(注) 国家予算、銀行、国営工業企業の主要な資金循環のみを示す。

4 図 国営企業の資金循環図（財務制度改革以後）



(注) 利潤、償却は企業留保分増加。

だし、季節的、臨時的に必要な流動資金（超定額流動資金）のみが、中国人民銀行より貸出され金利がついていた。

しかるに、ここ数年で企業金融方式が変更された。企業の大型、中型規模の基本建設投資は中国人民建設銀行からの借入れによることになった^{(6)(6a)}。また、小規模投資は、自己調達資金と中国人民建設銀行、並びに中国工商銀行の借入れで行なわれ、その上、流動資金も中国工商銀行からの借入に変更された。

以上のような企業金融方式の変更の結果、いくつかの変更が生じた。第1は間接金融方式の強化であり、第2は金利政策を含む金融政策の強化である。

中国では、1984年秋頃から企業が銀行を介して資金調達をはかる方式（日本流に言えば間接金融方式）が次第に強化されつつある⁽⁶⁾。7表に示すように都市の預金と農村預金は急増している。1985年末の預金総額は1623億元で、1979年比4倍増となった。その結果、全国の住民1人当りの

7表 中国金融統計 (億元)

項目 \ 年	1979	1980	1981	1982	1983	1985	
預金	都市預金	202.56	282.49	354.14	447.33	572.58	} 1623
	農村 〃	203.71	239.84	278.40	329.94	391.27	
貸出	工業企業貸出	363.09	431.58	487.35	526.72	597.09	
	商業貸出	1,232.25	1,437.02	1,641.74	1,788.21	1,978.81	
	中短期設備貸出	7.92	55.50	83.37	151.98	195.93	
	農村社隊企業貸出	122.90	158.60	168.41	185.21	199.03	

(出所) 1979～83年『中国統計年鑑(1984)』p.422。1985年は『人民日報』(海外版)1986年4月14日。

預金は150元余りとなり史上最高となった⁶⁰。こうした預金の増加は、農村における生産責任制の普及と農産物価格引上げ、並びに、企業における企業自主権の拡大と労働者・職員の賃金引上げにより、農民と労働者の収入が増加したためにもたらされたものである。しかも、中国では現在耐久

8表 銀行預金金利表 (年率%)

種 類		金 利	調整前	85年4月1日 ～7月31日	85年8月1日 以 降
都市・農 村個人	①定期預金				
	半年	4.32	5.40	6.12	
	1年	5.76	6.84	7.20	
	3年	6.84	7.92	8.28	
	5年	7.92	8.28	9.36	
	8年	9.00	左に同じ	10.44	
	②普通預金	2.88	〃	左に同じ	
単位預金	①定期 (企業事 業体, 機関団 体)				
	1年	3.6	4.32	左に同じ	
	2年	4.32	5.04	〃	
	3年	5.04	5.76	〃	
	②普通 (企業)	1.8	左に同じ	〃	
華僑人民 元	①定期預金				
	1年	6.48	7.20	*	
	3年	7.20	8.28		
5年	8.28	9.00			

* 調整する (出所) 『経済日報』1985年4月1日,
1985年7月27日。『人民日報』1985年7月27日。

消費財等の供給が需要に追いつかないために過剰流動性になっている。そこで、タンス預金を引き出すために3中総会以降、数回の預金金利の引き上げを行い、かなりの高金利政策をとり、遊休資金を吸収しつつある（8表参照）。個人の預金が増加するにつれて、これを工商企業に貸出す工商銀行と農村へ貸出す農業銀行の果す役割が増加し、間接金融方式が強化されつつある（7表）。この金融方式は第7次5カ年計画（1986—1990年）中も一層強まろう。

第2に、企業に対する金融機関と金融機能の果す役割もまた増大しつつある。企業金融方式が変更になり、固定資金、流動資金ともに銀行融資と

9表 銀行貸付金利表（年率%）

項 目	金 利		
	調整前	85年4月1日 ～7月31日	85年8月1日 以 降
1. 流動資金貸付	7.2	7.92	左に同じ
2. 決算貸付	3.6	左に同じ	〃
3. 固定資産貸付 1年以下(1年を含む)	5.04	左に同じ	7.92
1～3年	5.76	〃	8.64
3～5年	6.48	〃	9.36
5～10年		7.20	10.08
10年以上		7.92	10.80
4. 基本建設（財政支出 から銀行貸付に変更 した部分）		3.6	暫時変更せず
5. 都市・農村の個人工 業、商業、運輸業、 サービス業貸付	8.64	9.36～ 11.52	左に同じ
6. 予約買付金貸出	5.76	左に同じ	左に同じ

（注）固定資産貸付は、技術改造貸付と銀行の貸付資金を用いて
行う基本建設貸付を含む。（出所）8表と同じ。

なったために、金利政策の果す役割は大きくなった。3中総会以降、固定資産貸付金利を調整したが、さらに最近は1985年8月1日に金利調整を行っている（9表参照）。これにみられるように、固定資産貸付金利もかなりの高金利となり、金融機関が国営企業を管理する能力も強化されつつある。

2. 国営企業の固定資産投資

固定資産投資には基本建設投資と更新改造投資が含まれる。その最近の投資規模は10表の通りとなる。国営企業への大型、中型規模の基本建設投資は基本建設投資の一部である。その割合を示すと11表のようになる。工業部門への投資は、基本建設投資額の約半分を占める。

ここでは、まず、国営企業の基本建設投資（固定資金を使用）についてふれ、次に、更新改造投資を分析することにする。

近年、国営企業を含む基本建設投資の最大の問題は、企業、地方等ミクロの投資が活発なのに、マクロの統制ができず、基本建設投資の過熱がしばしば発生することである。この原因は、国家の予算内資金に比較して予算外資金（地方、企業、部門が持つ資金）が膨大となり、そのために中央財政が逼迫しているのに、地方、企業、部門に資金が集中し、中央と地方、部門の資金がアンバランスをおこしているためである。

これは、1979年以降、国営企業で利潤留保制度をとり入れたために、国営企業の留保利潤が増加したことと、財政制度上「画分収支、分級包幹」制をとり入れたことにより、地方、部門、企業等の財源が豊かになったことに起因する。12表に示すように、予算外資金は1400億元となり、いわば「第2の予算」となっている。しかも、国営企業が独自に持つ留保利潤は350億元で、これは1978年の11.7倍になり、かなりの多額となった⁸⁾。

こうした予算外資金を用いて、企業等は独自に基本建設を行う。ただし、その場合に、利潤率の高低から、エネルギー、交通、通信、素材産業、基礎産業等への投資比率が低く、他方、一般加工産業と非生産的建設への投資比率が高いという傾向がある。こうした投資構造の不合理は価格体系の

10表 固定資産投資 (億元)

年 \ 項目	総計	基本建設投資 (構成比)		更新改造投資 (構成比)	
1978	668.72	500.99	(74.9)	167.73	(25.1)
79	699.36	523.48	(74.9)	175.88	(25.1)
80	745.90	558.89	(74.9)	187.01	(25.1)
81	667.51	442.91	(66.4)	224.60	(33.6)
82	845.31	555.53	(65.7)	289.78	(34.3)
83	951.96	594.13	(62.4)	357.83	(37.6)
第7次5カ年 計画	7,760	5,000	(64.4)	2,760	(35.6)

(出所) 1978~83年『中国統計年鑑 (1984)』p.301。第7次5カ年計画『人民日報』(海外版) 1986年4月14日

11表 国民経済各部門への基本建設投資額 単位億元。()は構成比

項目 \ 年	1981	1982	1983
総計	442.91(100)	555.53(100)	594.13 (100)
工業	216.01(48.7)	260.60(46.9)	282.28(47.4)
建築業	9.21(2.1)	10.67(1.9)	10.53(1.8)
地質調査	2.50(0.6)	2.59(0.5)	3.36(0.6)
農林・水利・気象	29.21(6.6)	34.12(6.1)	35.45(6.0)
運輸・郵便・電信	40.47(9.1)	57.21(10.3)	78.04(13.1)
商業・飲食業	28.01(6.3)	35.97(6.5)	28.92(4.9)
サービス業・物資供給販売			
科学研究・文教衛生・社会福利	43.63(9.9)	50.81(9.2)	59.44(10.0)
都市公共事業	31.85(7.2)	42.22(7.6)	38.02(6.4)
その他	42.02(9.5)	61.34(11.0)	58.09(9.8)

(出所) 『中国統計年鑑 (1984)』p.306

12表 中国の予算内と予算外資金

① 1985年の歳入（予算内）	1770億元
② 予算外資金（1985年）	1400億元
うち：国営企業の利潤 留保分（1984年）	350億元
合計	3170億元

（出所）『紅旗』1986年第3号，『人民日報』
1985年9月14日

不合理に由来するために簡単に解決できない問題である。

いずれにせよ，企業の基本建設投資構造を合理的に調整するのは第7次5カ年計画の課題として残る。

つぎに更新改造投資（資金）についてみれば，これは第7次5カ年計画が既存企業の設備更新，技術改造，潜在力発掘を重点課題の1つとするために，これらに使用する資金として近年重要さが増している。そのために，第7次5カ年計画期の全人民所有制単位での技術改善，設備更新措置への投資は第6次5カ年計画より87%増の2,760億元に増加させる（10表）⁸⁾。

このように，更新改造を重視する理由は，中国の国営企業の耐用年数をみれば一目瞭然である。工業交通企業の固定資産使用年数は15年以上が固定資産の42%，20年以上が33%，25年以上が14%，解放前が7%を占めるといふ⁹⁾。また，上海市の場合も13表の通りとなる。以上のように，固定資産の更新，改造はさし迫った課題といえよう。

ただし，これに対してもいまだ課題は残る。

第一に，この数年間，固定資産投資中，技術改造に使用される比率は，1978～80年は25.1%，81年以降は30%強と増加し，第7次5カ年計画でも35.6%となるがいまだ多いとは言えない（10表参照）。その上，更新改造資金で，エネルギー，原材料の節約，産業構造の改善，製品の質を向上す

るのに使用される比率は低く、この種の場合は原有企業の潜在力を発揮するのに不利であると言う^①。

第二に、一般的傾向として、更新改造資金を更新と改造に使用せずに、基本建設に用いることが多い。これは基本建設は指令性計画のために厳格であるが、他方、更新改造は指導性計画のためにそれ程厳格としないためである。資金区分を厳格にするためには、こういった制度を今後改められるか否かも課題として残る。

第三に、更新改造の資金源泉をみれば、1983年度においては、地方、部門、企業等の自己調達資金が65%、銀行の借入金23%、国家の財政支出12%となっており、近年、自己調達資金分が増加している^②。その上、1985年からは国営企業の減価償却費は国家の歳入に入らずに全額企業に留保されることになった^③。

13表 上海市の工業交通企業の固定資産使用年数

部 門	使 用 年 数	出所
製 紙 設 備	1950年代以前が72%	①
プ リ ン ト 機 械	1930年代以前が31%	①
巻 き タ バ コ の 生 産 設 備	大部分が英国の1920～30年代の設備	①
マ ッ チ の 製 造 設 備	大部分がスウェーデンの1930年代の設備	①
ビール、サイダーを詰める機械	1920年代	①
ビスケット製造設備	1930年代	①
某工業局所有の金属切削と鍛圧設備	15年以上使用が約3分の1	②
上海手工業局の設備	1930年代以前が15%	
	1940 // 41%	①
	1950 // 35%	②
	1960年代以後が9%	

(出所) ①「固定資産更新的幾個問題」『経済研究』1982年10期pp.64～70。

②「管好用好固定資産折旧基金」『人民日報』1982年1月11日。

以上でみる限り、今までとは違い国営企業はかなり自由に企業の更新と改造を行う資金を有することができる。しかるに、第二の問題は依然としてこのころ。

第四に、中国の企業の更新改造の問題は西側のみならず、ソ連との関係にも関連する。最近の中国とソ連との経済協力の拡大の背後には、両国の理論上の問題を除くと、現実的な問題としては、中国では第1次5カ年計画期にソ連の援助で建設されたプラント類が更新し改造する時期に直面しているという現状がある。中国側からすれば工場設備の更新は切実である。最近、黒龍江省佳木斯の製紙工場の改造にソ連が協力し技術者を送るようになったのはこのことを物語る⁸⁸。工場設備の更新改造には西側諸国の援助の他に、ソ連も次第に入ってくると思われるが、これは1950年代以降今までになかったことである。

以上みたように、今後、国営企業で基本建設投資を増加させるのか、更新・改造を実施するのかは、投資構造を合理的にする上で重要な問題である。

その上、中国全体の工業企業をみた場合、39万企業（1983年）のうち、大中型企業は0.59%と1%にも満たなく、大半は小企業というのが現状である⁸⁹。その意味で最新鋭の工場を建設するのも重要であるが同時に大半の企業を更新・改造することの意義は大きい。ともすると、最先端技術の導入に傾きがちであるが、国民経済全体からみると等身大の技術で改造することも重要である。

まとめ

今まで国営企業の自主権拡大について資金問題を中心に見て来た。

今後の展望としては、第7次5カ年計画では、全人民所有制の大・中型企業の活力をさらに強める方針をとる。そのために、指令性計画の適当な縮小、調節税の減免、減価償却率の引き上げ、工場長（経理）責任制の改善、さまざまな形態の経済責任制の実施、企業の賃金・報奨制度と労働制

度の改革を進めるという⁶⁰⁾。

第7次5カ年計画の下で、国営企業の自主権は一層拡大されようが、新たな計画機構の中で国営企業が確固とした位置を占めるのにはまだまだ曲折があるろう。

計画機構に対して市場機構を導入する範囲が広くなればなる程国営企業の自主権は増大する。しかるに、どの範囲まで市場調節にまかせるかは未だ未定である。当面、企業の自主権は拡大しようが、現在のようにミクロは活性化しているが、マクロの統制機構ができてない以上、市場調整の範囲もある程度で制限されざるを得ない。

いずれにせよ、国営企業が今後どう改革されるのかは中国の経済改革の当面する主要課題の1つであり、今後の成行が注目される。

- (1) 中国で意志決定機構は、中央—省—地区—県—郷の縦割か、地域毎の横割である。各省・市・自治区、大・中・小都市の間、および都市と農村の間では相互に交流がなく、いわば縦割と横割の体制になっている。
- (2) 「中共中央關於經濟体制改革的決定」『人民日報』1984年10月21日
- (3) 減価償却基金は1967年以前は国家財政による統一収入、統一支出であったが、1978年には50%を企業留保、他の50%を中央財政へ上納する方法をとり、さらに1979年には企業留保50%、中央財政へ30%、地方財政あるいは主管部門へ20%の分配となった（『財政』1982年9期P.12）。しかるに、1985年から中央財政に集中するのをやめて全額企業に留保するように改められた（『人民日報』1985年4月13日）。
- (4) 『中国の社会主義現代化建設（上）』pp.67—76。
- (5) (4)と同じ、pp.78—79。
- (6) 中共の指導部でも、今後とも経済改革を推進する「経済改革派」（鄧小平、趙紫陽、胡耀邦等）と、計画経済を主とし市場メカニズムの大幅な導入を好まない「保守派」（陳雲等）で意見が異なる。ただし、他にも多数の意見もある。
- (7) 「建立更加符合我国情况的計画管理体制」『人民日報』1982年9月21日を参考のこと。
- (8) 範囲の縮小はたとえば具体的には国家計画委員会の管理する指令的計画にもとづ

- いて生産される工業製品の種類を120余種から約60種に減らし、国家計画にもとづいて買い上げる農・副業生産物の種類も29種から約10種に減らすことに示される（『北京週報』1984年10月30日p.6）
- (9) 『中華人民共和国国務院公報』1984年25号。
- (10) 合作経営というのは、契約方式になっていて、資金をどうするのか、設備をどう設けるか、製品の処理とか利益の分配をどうするかは合作経営を行う双方が契約の規定によって定める経営方式をさす。
- (11) こうした中国の経済改革を他の社会主義国の改革と比較すると、農業、対外開放では、ソ連、東欧より改革が進展している。小農経営方式ではハンガリーをも超えている。国有企業の管理システムの改革ではハンガリー型に及ばない。価格はこれからである。「経済近代化の現状と将来」『世界』1984年9月号。pp.52—69。
- (12) 「国務院關於進一步擴大国营工業企業自主權的暫行規定」『中華人民共和国国務院公報』1984年第10号。
- (13) 「政府工作報告」『中国経済年鑑（1984）』
- (14) 『人民日報』1983年5月3日。
- (15) これについて詳細は、拙論文「国营企業における財務制度の改革—『以税代利』方式へいたる軌跡」、『中国研究月報』1983年9月号参照のこと。
- (16) 『路地裏の中国経済』p.73
- (17) 『新華社』1985年10月21日。
- (18) 中国では最近金融制度が急速に整備されつつある。現在の中国の銀行体系は中央銀行たる中国人民銀行と専門銀行である中国銀行、中国人民建設銀行、中国農業銀行、中国工商銀行等より構成される。専門銀行の業務を簡単にいえば、中国銀行は外国為替業務の統一的経営と集中的管理、国際間の貸借、決済、対外資金の取り引きに関する協議等の国際金融活動を行う。中国人民建設銀行は国家の固定資産投資を管理する専門銀行であり、財政と銀行の二重の機能を兼有する。基本任務は、① 国家の基本建設と地質調査の支出予算の管理と実行、② 国家計画と財政予算に照らして基本建設支出を行う、③ 基本建設資金の貸出を行う等である。中国農業銀行は農村金融を主管する専門銀行であり、① 国の農業支援のための各種の資金を統一的に管理し、② 農村における各種の預金、貸出業務を行い、③ 下部組織として農村信用合作社を持つ（『現代中国経済事典』pp.463—469）。

中国工商銀行は、① 個人、企業等の預金の受入れ、② 国営、集団所有制企業、個人企業に対する運転資金、設備資金の貸出および企業の資金管理、③ 企業取引の決済等を行う。

- (19) 基本建設投資の財政支出から銀行融資への変更は段階を追って実施された。ここでは、基本建設投資に技術改造資金を加えたものを固定資産投資と称するが、この投資の変更経過を示しておく（基本建設投資と変更経過が同じためである）。

1979年に財政支出を建設銀行融資へ変更する試みを行う。それ以来、1984年末までに、すでに融資分で800余プロジェクトを建設し、累計融資は141億元に達し、貸出の回収は21億8000万元に達する。1985年からは国家予算内基本建設投資はすべて銀行融資に改められた。（『進歩完善基建投資貸款制度』『經濟日報』1985年10月25日）。

- (20) 「現地でみた中国の開放經濟（上）」『エコノミスト』1985年11月19日号
- (21) 「城郷居民儲蓄超一千五百億人均存款額達一百五十多元」『人民日報』1985年12月19日
- (22) 「財政收支連續四年基本平衡」『人民日報』1985年9月14日
- (23) 「關於第七個五年計画的報告」『人民日報』（海外版）1986年4月14日
- (24) 「固定資産更新的几个問題」『經濟研究』1982年10期
- (25) 「控制固定資産投資規模的几个問題」『人民日報』1985年11月11日
- (26) 『中国統計年鑑（1984年）』p.333
- (27) 「關於1984年国家預算執行情况和1985年国家預算草案的報告」『人民日報』1985年4月13日
- (28) 『新華社』1986年4月9日
- (29) (26)と同じ。p.193
- (30) (23)と同じ。